平成２８年（フ）第１４２号
福岡県朝倉市杷木志波79番地３
破産者　林製菓こと　林　　茂昭
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５６５号
福岡県豊前市大字下河内1835番地、破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡篠栗町大字高田497番地２　ベンタナヒルズ篠栗12―302号
破産者　三住　俊雄
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３００号
相模原市緑区三井616番地１　エスポワール203
破産者　中村　　周
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４６８号
相模原市中央区相模原７丁目７番４号　荒木第５ビル602、開始決定時の住所相模原市南区上鶴間本町５丁目26番11号
破産者　横田　佳子
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１６５０号
福岡市東区舞松原５丁目14番11号、開始決定時の住所福岡市東区土井４丁目25番40号
破産者　橋本　晴夫
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７号
新潟県三条市曲渕３丁目３番７―503号　ケアハウス・サンホーム、開始決定時の住所新潟県三条市南新保２番18号
破産者　本田　明子
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第２２号
新潟県三条市曲渕３丁目３番７―503号　ケアハウス・サンホーム、開始決定時の住所新潟県三条市南新保２番18号
破産者　本田　豊治
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第８４号
岐阜県可児郡御嵩町古屋敷467番地、前住所神奈川県小田原市南鴨宮１丁目14番15―111号コーポＫＡＲＵＧＡＭＯ
破産者　亀谷　幸次
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第３４５号
沖縄県那覇市古波蔵４丁目３番３号　比嘉アパート301
破産者　坂本　達佑
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１３６号
沖縄県うるま市勝連内間953番地
破産者　下門　和義
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第３８３号
茨城県那珂市後台2959番地12
破産者　高橋　智子（旧姓黒田）
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１７１号
埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目204番地２、開始決定時の住所埼玉県三郷市東町91番地１　ピュアクレスト106
破産者　菊名　壽子
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１７２号
埼玉県三郷市南蓮沼260－２　三郷ケアセンター、住民票上の住所埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目204番地２（開始決定時の住民票上の住所）埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目204番地
破産者　菊名　ハナ
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６９号
静岡県駿東郡長泉町東野304番地の10
破産者　鈴木　規晋
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２７３号
兵庫県伊丹市御願塚２丁目２番12号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町６丁目９番１―1201号
破産者　早水　一博
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４８４号
兵庫県西宮市松下町６番８―109号、前住所兵庫県西宮市堀切町８番13号
破産者　むこがわスポーツクリニックことむこがわ整形外科・スポーツクリニックこと　相澤　　徹
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係